

国立市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立市が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、契約の相手方に対する労働環境に関する確認について必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 前条に定める労働環境の確認は、原則として、次に掲げる契約のうちから選定する。

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の委託契約のうち次に掲げるもの

ア 建物総合管理、建物清掃及び機械警備を除く警備業務に関する契約

イ その他市長が必要と認める契約

2 労働環境の確認をする場合は、この要領の適用があることを公告、指名通知等に記載し、明示するものとする。

(労働環境の基準)

第3条 この要領に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を基準とする。

(労働環境の確認方法)

第4条 市長は、第2条に掲げる契約の締結後、当該契約の相手方に対し、労働環境チェックシート（別記第1号様式）を速やかに提出するよう求めることにより、労働環境を確認する。

2 市長は、提出された労働環境チェックシートの内容について、契約の相手方に説明を求めることができる。

(改善の指示等)

第5条 市長は、労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められるときは、契約の相手方に対して労働環境の改善を求めるものとする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年6月17日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。